

位置付け

アルコール健康障害対策基本法(平成 25 年法律第 109 号)第 14 条第 1 項の「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定

計画の対象期間

平成 29 (2017) 年度から 7 年間 (2023 年度まで)

取組みの方向性

1. 治療と回復及び相談体制の強化
2. 発生・進行・再発の各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施

主な取組み

【アルコール専門医療機関・相談機関の明確化】

- ・治療拠点機関と相談拠点機関の情報提供
- ・アルコール依存症の専門的治療を行う医療機関の情報提供

【関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備】

- ・医療・保健・福祉・教育・自助グループ等の連携体制（SBIRTS※）の構築の推進

※ Screening, Brief Intervention, Referral to Treatment and Self-help groups

- ・研修や事例検討会による支援スキルの向上

【身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化】

- ・アルコール使用障がいスクリーニング、ブリーフインターベンションの普及
- ・連携による早期発見・早期治療

【発生予防・再発予防の充実】

- ・飲酒に伴うリスク、不適切な飲酒等についての啓発の推進
- ・20 歳未満の者等の不適切な飲酒に対しての指導・取締りの実施
- ・回復支援を行う自助グループや関連団体への支援
- ・地域生活支援充実のための施策の推進

目標数値

※下線部は令和 3 年度での見直し箇所

注：1～3 は国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の目標年度・数値

1. 20 歳未満の飲酒者をなくす

学年	性別	平成 26 年	平成 29 年
中学 3 年	男性	7.2%	3.8%
	女性	5.2%	2.7%
高校 3 年	男性	13.7%	10.7%
	女性	10.9%	8.1%

令和 5 年 (2023 年) 目標値
0 %

2. 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす

1 日平均純アルコールで
男性 40g (日本酒換算で 2 合) 以上
女性 20g (日本酒換算で 1 合) 以上

	性別	平成 27 年 ※1	平成 29 年 ※2
府	男性	17.7%	14.1%
	女性	11.0%	13.7%
国	男性	13.9%	14.7%
	女性	8.1%	8.6%

令和 5 年 (2023 年) 目標値	
男性	13.0%
女性	6.4%

※1：府の値は平成 26 年、27 年の平均値 ※2：府の値は平成 28 年、29 年の平均値

3. 妊娠中の飲酒をなくす

平成 25 年度(2013 年度) 平成 29 年度(2017 年度)
4.3% → **1.2%**

令和 5 年度 (2023 年度) 目標値
0%

4. 身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する

平成 28 年度(2016 年度) 令和 3 年度(2021 年度) 令和 5 年度(2023 年度) 目標値
研修受講者 **0** 人 → 研修受講者 **750** 人 → 研修受講者 **1,000** 人

推進体制

◇アルコール健康障がい対策連絡会議（庁内会議）

政策企画部、府民文化部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部、
教育庁、大阪府警察、健康医療部（地域保健課が事務局）が参画

◇アルコール健康障がい対策部会（関係者会議）